

「令和2年度横浜市保育士宿舎借上げ支援事業事務処理業務委託」に関する質問への回答

No.	番号等	質問	回答
1	令和2年度横浜市保育士宿舎借上げ支援事業の事務処理業務委託業務仕様書 4 見込み事業量	各月の想定件数はどのくらいか。	新規申請は、例年、4月及び5月で約8割程度の申請があり、6月以降の申請件数は、漸減する傾向にあります。また、(3)に係る実績報告書の審査業務は、例年、前年度2月から5月にかけて実施しております。つきましては、4月及び5月は今年度分の申請書類の審査業務及び前年度の実績報告書類の審査業務を並行し、行うことを想定しております。
2	令和2年度横浜市保育士宿舎借上げ支援事業の事務処理業務委託業務仕様書 8 事務処理内容 (5) 不備書類の督促	返戻率、返戻回数の想定はどのくらいか。電話に係る件数、時間はどのくらいか。	提出書類の不備により、書類を返戻する必要がある事業者が大半を占めます。そのうち、複数回、提出書類を返戻する事業者も散見されます。返戻書類に対する修正依頼を、電話またはメール等の手段を用いて行うために、相応の件数・時間を見込んだうえで、積算ください。
3	令和2年度横浜市保育士宿舎借上げ支援事業の事務処理業務委託業務仕様書 8 事務処理内容 (6) 電子データの作成	何割の事業者が電子データを送付するか。また、電子データと申請内容が異なる場合は、そうすればよいか。	ほぼすべての事業者が提出書類と同時に電子データを送付することを想定しております。電子データが提出書類の情報と異なる場合は、電子データの再提出を依頼ください。なお、電子データが未送付の事業者に対しても電子データの提出依頼が必要となります。